

一般質問における持ち時間の変更について

会派の解散があったため、標記の件について下記のとおり変更する。

記

一般質問の時間配分（別紙）

一般質問については、現員数に変更がないため、議員1人あたりの持ち時間に変更はない。

そのため、新たに1人会派を結成した **無所属** 及び **無所属議員** となった1名の議員の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

一般質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、議事30分・休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）の2時間を除いた5時間を、一般質問の時間とする。
- 2 一般質問5時間の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間）答弁時間を4割（2時間）と見なす。
- 3 1年間の一般質問の日程は、第1回定例会1日、第2回・3回・4回定例会2日ずつの合計7日間となる。従って、一般質問の質問時間は、21時間（3時間×7日）である。
- 4 1年間の議員1人当たりの質問時間は27分（21時間÷46人）となる。
- 5 各会派及び無所属議員の1日の質問時間は、1年間の各会派及び無所属議員の持ち時間（27分×所属議員数）を一般質問の日程7日で割った時間とする。
- 6 第2回・3回・4回定例会は、一般質問の日程が2日（6時間）あるので、1人会派及び無所属議員にも時間を割りふることにする。
- 7 質問については、主として区政に関する考え方や方針・見解等に関して概括的に行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

（小数点以下第一位四捨五入）

- 1 議員1人当たりの持ち時間 $21 \text{ 時間} (1,260 \text{ 分}) \div 46 \text{ 人} \approx 27 \text{ 分}$
- 2 各会派の1年間の持ち時間

〔自 民 党〕	$27 \text{ 分} \times 16 \text{ 人} = 432 \text{ 分}$
〔公 明 党〕	$27 \text{ 分} \times 10 \text{ 人} = 270 \text{ 分}$
〔共 産 党〕	$27 \text{ 分} \times 9 \text{ 人} = 243 \text{ 分}$
〔民主クラブ〕	$27 \text{ 分} \times 4 \text{ 人} = 108 \text{ 分}$
〔無所属の会〕	$27 \text{ 分} \times 2 \text{ 人} = 54 \text{ 分}$
〔無 所 属〕	$27 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 27 \text{ 分}$
〔社 民 党〕	$27 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 27 \text{ 分}$
- 3 各会派の1日の持ち時間

〔自 民 党〕	$432 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 62 \text{ 分}$
〔公 明 党〕	$270 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 39 \text{ 分}$
〔共 産 党〕	$243 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 35 \text{ 分}$
〔民主クラブ〕	$108 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 15 \text{ 分}$
〔無所属の会〕	$54 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 8 \text{ 分}$

4 各定例会の時間配分

(1) 第1回定例会の時間配分

[自 民 党]	62分	}	合計	151	31	159分 (2時間39分)
[公 明 党]	39分					
[共 産 党]	35分					
[民主クラブ]	15分					
[無所属の会]	8分					

(2) 第2・3・4回定例会の時間配分

[自 民 党]	62分×2日=124分	}	合計	302	2	318分 (5時間18分)
[公 明 党]	39分×2日=78分					
[共 産 党]	35分×2日=70分					
[民主クラブ]	15分×2日=30分					
[無所属の会]	8分×2日=16分					
※3定例会分の時間配分			合計	906	6	954分 (15時間54分)

[1人会派・無所属議員]	27分	合計	27分× 5人 = 135分 (2時間15分)
--------------	-----	----	------------------------------------

※13分と14分の2回にわけて行うことができることとする。